平成２６年（フ）第２３５号
新潟市北区太夫浜新町２丁目25番９号　ブリランテ陽光104号
債務者　金子　　博
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３６号
新潟市北区太夫浜新町２丁目25番９号　ブリランテ陽光104号
債務者　金子　則子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７２号
新潟市北区太夫浜新町２丁目26番14号　菊池アパート２号
債務者　本間　啓一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７６号
新潟市東区上木戸１丁目３番32号
債務者　酒井　和子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口803号
債務者　神林　聡樹
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８７号
新潟市西蒲区越前浜5388番地
債務者　竹ヶ原　功
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１４号
金沢市城南２丁目40番24号
債務者　斉藤　　潤
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
長野県上田市長瀬1527番地１　春原アパート
債務者　高木　典子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２９８号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目62番地　サンパレス丸の内202号室
債務者　佐藤　利元
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５０３号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―1007号、従前の住所神戸市須磨区関守町１丁目３番８号　グリーンバレー須磨Ｃ―11
債務者　安田雪子こと　金　　福連
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１４号
神戸市兵庫区菊水町９丁目２番19号　101
債務者　渡部　　清
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２５号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３―1105号
債務者　倉川　杏菜
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３０号
広島市西区南観音町１番28―９号
債務者　平田　雅枝
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３６号
広島市安佐南区大塚西３丁目３番45―2804号
債務者　尾﨑　容子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５３号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―401号
債務者　清水　真二
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９０号
広島市佐伯区石内南２丁目19番８号
債務者　後藤　　唯
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
岩手県遠野市小友町36地割192番地
債務者　松ノ木　薫
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
福島市松川町関谷字高並96番地
債務者　丹野たか子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所